

暴力団排除条項の導入に伴うお知らせ

平成 22 年 10 月

釧路信用金庫

当金庫では、平成 19 年 6 月に公表された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)を踏まえ、暴力団、暴力団員をはじめとする反社会的勢力との取引の関係遮断について取り組んでおります。

その取り組みを一層強化するため、反社会的勢力との取引停止や解約(以下「解約等」といいます。)に関する規定を、各種契約書や取引規定に盛り込むことといたしました。

- 預金口座の開設時や融資契約の締結時など各種取引のお申込の際に、お客さまが反社会的勢力に該当しないことを表明し確約していただきます。
- 万が一、表明し確約いただいた内容に虚偽の申告等があった場合には、解約等の対象となります。
- また、すでにお取引いただいている場合でも、反社会的勢力と判明した場合には、解約等の対象となります。

当金庫は、今後も反社会的勢力との関係遮断・関係解消のため取り組んでまいりますので、お客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。